（資料５）

漁 管 第 ２００１ 号
令和７年(2025年)12月24日

各海区漁業調整委員会　会長　様

北海道水産林務部長

まいわし太平洋系群に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

このことについて、農林水産大臣から北海道漁獲可能量の追加配分の通知があったことから、令和６年11月13日付け漁管第1769号で諮問した内容に従い、全量を北海道漁獲可能量に配分し、別添のとおり令和７管理年度における知事管理漁獲可能量を変更した旨公表しましたので、報告いたします。

連絡先　水産局漁業管理課
管理調整第二係
電　話　０１１－２０４－５４７９
ＦＡＸ　０１１－２３２－１０９５

○令和７管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

令和６年 12 月 24 日公表
令和７年 12 月 24 日一部変更

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第５項の規定に基づき、令和６年 12 月 24 日公表のさんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和７管理年度における同条第１に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和７年 12 月 24 日

北海道知事　鈴木　直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から令和７年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第１項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第二（略）

第三　まいわし太平洋系群
一　知事管理漁獲可能量
１．法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　29,100 トン
２．法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

<table><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr><tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>２９，１００トン</td></tr><tr><td>北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業</td><td>１５，０００トン</td></tr><tr><td>北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業</td><td>現行水準</td></tr></table></td><td>さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から令和７年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第１項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第二（略）

第三　まいわし太平洋系群
一　知事管理漁獲可能量
１．法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　21,100 トン
２．法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

<table><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr><tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>２１，１００トン</td></tr><tr><td>北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業</td><td>１５，０００トン</td></tr><tr><td>北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業</td><td>現行水準</td></tr></table></td></tr>
</table>